

制度2 空き家解体助成金

この制度は、老朽化などで空き家が周囲に悪影響を及ぼすことを防ぐために、空き家の解体費用の一部を**予算の範囲内**で助成するものです。

助成の要件など（以下をすべて満たすことが必要です）	
対象となる 空き家	<ul style="list-style-type: none"> ● 高崎市内にある、住居として利用されていた一戸建ての家屋 ● 10年以上居住その他の使用がなされていないことが確認できる ● 抵当権などが設定されていない（設定されている場合は権利者の承諾書が必要）
対象となる 人（申請者）	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家の所有者（個人に限る。所有者が死亡している場合は法定相続人）
対象となる 工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 空き家を完全に解体するものであること ● 高崎市内の業者が請け負うものであること ● 交付決定後に着工する工事であること（決定前に着工したものは対象外です）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 市税に滞納が無いこと ● 空き家が、過去に本事業のいずれかの助成金（空き家管理助成金を除く）の交付対象となっていないこと ● 申請者が、過去に別の空き家で本事業のいずれかの助成金を受けていないこと ● 令和9年2月末までに市に完了報告書を提出できること
助成金額	
助成対象経費（税込み）に 5分の4 を乗じて得た額で、 上限額100万円 ※交付決定後の増額はできません	

[裏面の補足事項もご覧ください](#)

<手続きの流れ>



要件の詳細や受付状況に関しては、**建築住宅課**までお問い合わせください。

補足事項

（対象となる空き家について）

- 一戸建ての建物で、登記事項証明書や固定資産税の納税通知書に記載されている建築物の種類が「居宅」「住宅」など居住用の建物であるものが対象となります。長屋、集合住宅は対象となりません。
- 付属家、倉庫、物置などは対象となりません。ただし、空き家の解体工事に付属家などの解体を含めることは可能です。
- 未登記で、かつ市の固定資産課税台帳にも登録がない建物は、対象となりません。
- 10年以上空き家であることが、住民票や水道使用状況などから市で確認できない場合、空き家の期間を確認する書類として、ガス・電気のいずれかの廃止を証明する書類が必要となります。
- 最後に居住していた人が病院や施設に入院・入所していた場合は、病院や施設で発行された入院・入所の証明書が必要になることがあります。
- 併用住宅の場合は、事務所・店舗の廃業から10年以上経過していることが必要です。
- 居住以外の用途（物置や倉庫など）であっても、10年以内に建物を使用していた場合は、対象となりません。
- 家屋に、抵当権など所有権以外の権利が設定されている場合は、権利の抹消または権利者の承諾書が必要となります。
- 同一敷地内（一体利用している複数の土地を含む）に、本事業のいずれかの助成金の交付対象となった空き家（解体済みのものを含む）がある場合は、対象となりません。（所有者が異なる場合であっても対象となりません）
- 移転補償費などの対象となっている場合は、本助成金の対象となりません。

（対象となる人について）

- 法人・団体は対象となりません。
- 別の空き家で、本事業のいずれかの助成金を受けたことがある人は、対象となりません。
- 「申請者」「見積書の宛名」「領収書の宛名」「助成金振り込み先の口座」は、全て同一名義であることが必要です。

（対象となる工事について）

- 公的制度による補助金などを利用する工事は、対象となりません。
- 空き家を完全に解体する工事が対象となります。（建物の部分的な解体は対象となりません）
- 業者に依頼せず申請者や親族が自ら行う工事は、対象となりません。
- 高崎市内の業者とは、高崎市内に事業所があり、高崎市内の住所または所在地が記載された見積書と領収書を発行することができる事業者です。

別紙に続きます

補足事項のつづき

（郵送での申請について）

- 申請書類が建築住宅課に到着後、必要書類がすべて揃っていることが確認できた時点で受け付けとなります。投函日や消印の日付は受付日とはなりませんので、ご注意ください。
- 申請者または委任を受けた人の氏名・日中の連絡先（電話番号）を必ず記入してください。書類到着後、必要に応じて担当者より連絡いたします。書類の不備や、申請者や委任を受けた人と連絡がつかない場合は、手続きに時間がかかる場合があります。
- 郵送事情による遅延・紛失について市は責任を負いません。

（その他）

- 現地調査を行う際、職員が敷地内に立ち入る場合があります。
- 空き家解体後、土地に係る翌年の固定資産税および都市計画税が増額になる可能性があります。
※詳細は、資産税課または各支所税務課へお問い合わせください。
- 解体工事にあたっては、各種法令を遵守してください。
- 空き家解体助成金は、「空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除」との併用はできません。
- 本助成金は完了報告後の振り込みとなるため、一時的に申請者が代金を全額負担することになります。（助成金の事前支払いはできません）

○申し込み時に必要な書類

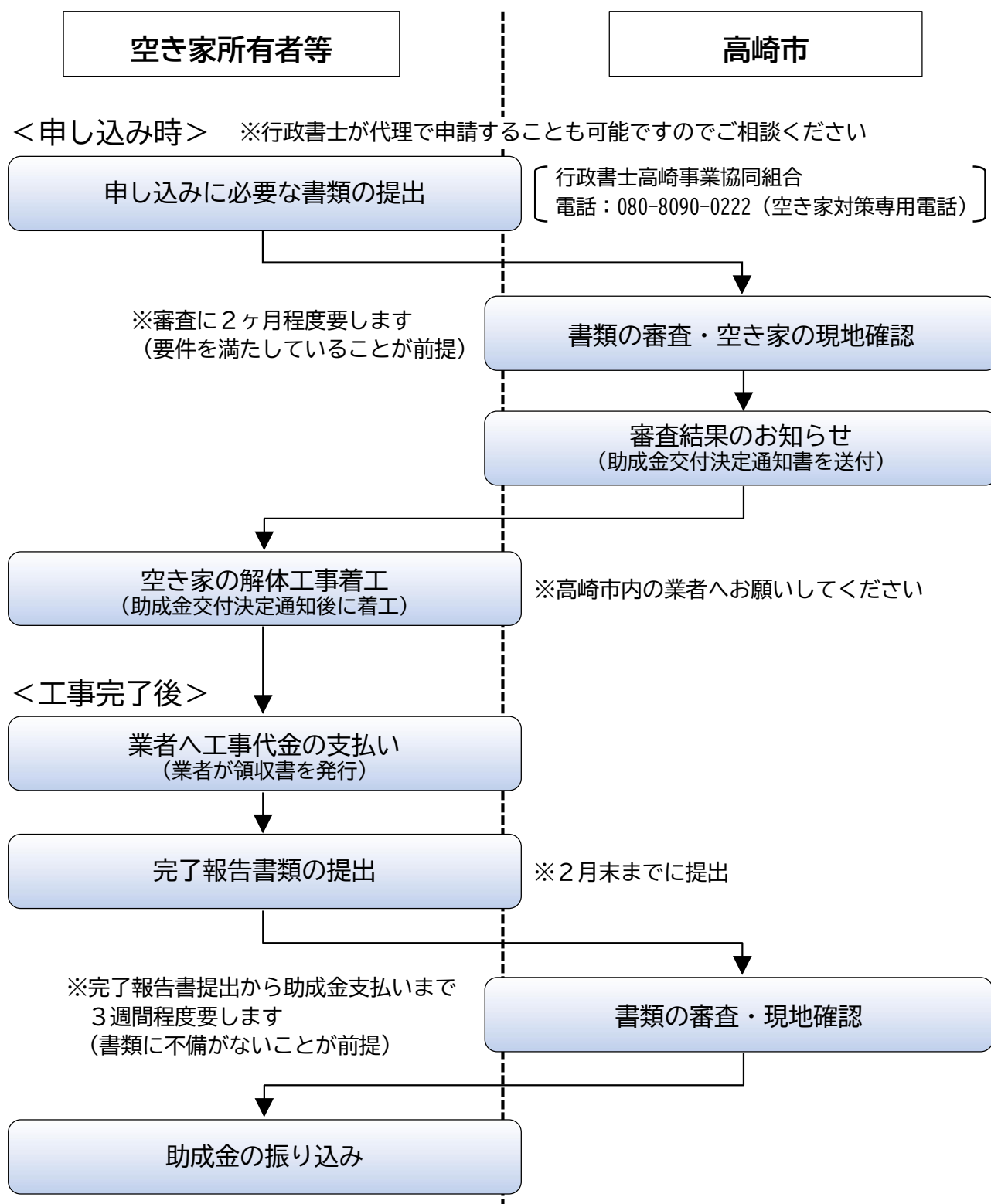
	書類名	条件等
申請者全員 が必要な書類	<input type="checkbox"/> 申請書	様式あり
	<input type="checkbox"/> 空き家化の経緯報告書	様式あり
	<input type="checkbox"/> 解体前の空き家の外観写真	建物全体が写るように撮影してください
	<input type="checkbox"/> 市内業者発行の見積書の写し（支払い予定金額が確認できるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ● 工事の作業ごとの明細が確認できること ● 業者の住所表記が高崎市内であること ● 見積書の宛名が申請者と同一であること
該当する場合に必要な書類	<input type="checkbox"/> 空き家化の経緯報告書の内容を証明する書類	空き家の期間が住民票や水道使用状況などから市で確認できない場合、次のいずれかの提出が必要 <ul style="list-style-type: none"> ● ガス・電気のいずれかの廃止を証明する書類 ● 病院・施設の入院・入所の証明書
	<input type="checkbox"/> 未登記家屋の場合、納税義務者を確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定資産税・都市計画税納税通知書の写し ● 固定資産課税台帳（名寄帳）
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本	所有者が死亡しており、その法定相続人が申請する場合。法定相続情報一覧図の写しなどでも可
	<input type="checkbox"/> 委任状	代理人が申請手続きを行う場合

○作業が完了したら必要な書類

	書類名	条件等
申請者全員 が必要な書類	<input type="checkbox"/> 完了報告書	様式あり（交付決定通知書に同封します）
	<input type="checkbox"/> 請求書	様式あり（交付決定通知書に同封します）
	<input type="checkbox"/> 解体完了後の写真	解体前と同じ位置から撮影してください
	<input type="checkbox"/> 領収書の写し ※振り込み明細などでは受け付けできません	<ul style="list-style-type: none"> ● 業者の住所表記が高崎市内であること ● 領収書の宛名が申請者と同一であること ※原則として作業完了後に支払いをしてください
	<input type="checkbox"/> 申請者名義の通帳の写し	口座番号や名義が分かるページ（画面の印刷も可）

必要に応じて、上記以外の書類を提出していただく場合がありますので、ご了承ください

～ 制度2. 空き家管理助成金 手続きの流れ ～



お問い合わせ・受付窓口

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 建築住宅課（9 階）

電話：027-321-1314 FAX：027-328-8990

メール：kenchiku-juutaku@city.takasaki.gunma.jp

業務時間：平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分



市ホームページ